

17世紀中葉リューベックにおける 市民騒擾と都市金庫協定

池田利昭

1. はじめに

帝国都市リューベックの1661～1669年市民騒擾を收拾するために結ばれた2つの協定、すなわち「都市金庫協定 Kassarezeß」（1665年締結、1669年「市民協定」で確認）と「市民協定 Bürgerrezeß」（1669年締結）は、中近世リューベックを通じて唯一の都市国制改革であり、19世紀まで効力を保ち続けた。

同市の歴史におけるかかる重要性にもかかわらず、これら2つの協定と1661～1669年市民騒擾に対する研究史上の関心は必ずしも高いとは言えない。恐らくその理由は、この市民騒擾がハンザの終末期、すなわちハンザの盟主たるリューベックがかつての栄光をすでに失い、その相対的没落が明らかとなった時期に勃発した点にあると考えられる¹⁾。

現在まで、1661～1669年市民騒擾を本格的に扱った研究は、ユルゲン・アッシュの著書²⁾のみである。そこにおいてアッシュは、騒擾の経過を丹念に追い、騒擾にいたった諸要因を究明し、そして最後に騒擾と、騒擾を終結に導いた1669年「市民協定」（「都市金庫協定」を含む）がリューベック都市国制に本質的な変化をもたらしたか否かを問うている。アッシュによれば、「市民協定」は何も新しいものをもたらさなかった。すなわち「市民協定」内で列挙された市参事会権力に対する制限の数々は、中世以来の慣習の確認であり、市民に何ら新しい権利を与えていない。したがって、誤って1669年以前の市参事会の統治を絶対主義的とみなさない限り³⁾、「市民協定」をリューベック史におけるエポックメイキングとみることはできない、と彼は言う⁴⁾。また「市民協定」は、市参事会は「お上」であり続け、市民は被統治者として、市参事会に対し

て誠実、服従、敬意の義務を負うという点において、本質的に中世から受け継がれた法的状態から一步も離れていないとされる⁵⁾。以上のアッシュの見解は、リュベックの通史として版を重ねている、グラスマンの『リュベック史』に採用されており⁶⁾、1661～1669年市民騒擾と1669年「市民協定」に対する理解のスタンダードであると言える。

アッシュのかかる見解は、彼自身が同著の序文で示しているように⁷⁾、ゼミナルで指導を受けたオットー・ブルンナーの国制論の強い影響を受けている。ブルンナーは、市参事会に対する市民の誠実宣誓に基礎づけられた「旧ヨーロッパ的基本構造」を近世帝国都市に見出し、かかる国制上の連続性から、中世帝国都市と近世帝国都市を一括して論じている⁸⁾。

かかる身分制的構造の連続を強調する見方に対して、近年トーマス・ラウは近世、とりわけヴェストファーレン条約以降の帝国都市に発展的要素を見出そうとする。ラウによれば、当該時期の帝国都市の政治生活は、身分制的観念と共同体的観念の、およびコーポラティブな経済観念と近代的経済観念の特異な共存によって特徴づけられていた。そしてかかる政治生活の多様性により帝国都市は、中世後期以来の国制秩序の欠陥を少なくとも部分的に取り除き、新時代の必要に適合することができたと評価する⁹⁾。

ラウの見解は、これまで停滞あるいは硬直化というネガティブな評価において語られることが多かった近世帝国都市の再評価を迫る点で重要である。そこで筆者は、アッシュの研究成果に拠りつつも、ラウの見解を新たな参照軸として、リュベックの1661～1669年市民騒擾と1665年「都市金庫協定」、1669年「市民協定」が持つリュベック史における意義を再検討する。

本稿では紙幅の関係から、市民騒擾の勃発から1665年の「都市金庫協定」締結までの騒擾の経過と「都市金庫協定」の内容を検討する。以下では次節において騒擾勃発期におけるリュベックの市民共同体の構成を明らかにし、第3節では「都市金庫協定」締結までの騒擾の経過を概観し、第4、5節では「都市金庫協定」の内容とその歴史的意義について検討する。

2. 市民共同体の構成

17世紀リューベック市民の政治生活において重要な役割を果たしたのは職業別団体 *Kollegium* であった。市参事会は何らかの理由で市民と交渉する必要が生じた際に、しばしば個々の職業別団体と交渉したからである¹⁰⁾。したがってリューベック市民は職業別団体を通じて市民共同体 *Bürgerschaft* として編成されていたと言える。

職業別団体は大きく4グループに分類される¹¹⁾。すなわち①市参事会に対する従属性の強い手工業組合であるアムト *Amt*、②手工業者と中規模～大商人の中間に位置するゲヴァントシュナイダー *Gewandschneider*、小売商人、ビール醸造業者、船長の各組合、③中規模～下位大商人の組合である渡航者団体 *Fahrerkompanie*、④市の最富裕層からなるツイルケルゲゼルシャフト *Zirkelgesellschaft*、大商人の組合である商人コンパニー *Kaufleutekompanie* である。以下では①～④の成員、社会的性格について概観する。

①アムトの数は時代によって変動したが、1664年には76を数えた¹²⁾。これら諸アムトのなかで鍛冶屋、仕立屋、パン屋、靴屋の各アムトは、16世紀初頭以来4大アムトとして他のアムトと比較して大きな政治的発言力を持つようになった。例えば1599～1605年市民騒擾の際には4大アムトのみが手工業者を代表して、市民側によって結成された委員会にアムトの代表を送ることができた。4大アムトはそれぞれ2名の代表を委員会に送った。もっとも委員会が約50名で構成されていたことを考慮すれば、商人をはじめとする他の市民に対する手工業者の発言力の弱さを読み取れよう¹³⁾。また手工業者は中世以来一貫して市参事会員資格から排除されていた¹⁴⁾。これらは経済的基盤が主として中継貿易にあり、有力な手工業、とりわけ輸出産業を欠いていたリューベックの経済構造を反映した結果であると思われる。

②ゲヴァントシュナイダーは輸入毛織物を取り扱う商人であるが、布地を小さく裁断して販売したのでこのように呼ばれていた。16、17世紀には20～25人の商人からなる小団体を形成していた¹⁵⁾。

小売商人は多種多様な商品を取り扱い、市の小売業を支配していた。近世における物的消費文化の発展と小売業の繁栄によって彼らの地位は上昇し、17

世紀には小売商人組合は明確にアムトを上回る地位を獲得していた¹⁶⁾。

リューベック唯一の輸出産業であるビール醸造業への参入は、親方資格の修得ではなく、醸造権付家屋を得ることで可能だったので、商人がこの分野に進出した。そのため17世紀にはビール醸造業者組合は自らをアムトからはっきり区別し、商人団体であることを強く主張するようになる¹⁷⁾。

船長組合とは船長＝船主（多くの場合船長は同時に船の所有者＝船主でもあった）からなる団体であった。また船長は並行して自己負担で商品を輸送していた。このように船長は商人としての性格が強く、そのため船長組合は商人団体として認められていた¹⁸⁾。

③渡航者団体の成員である中規模～下位大商人は上層市民に属し、市参事会員資格を有していた。渡航者団体はアムトと比較して、市参事会に対してはるかに自律的な遠隔地商人の組合である¹⁹⁾。諸渡航者団体のなかでスコーネ渡航者団体は設立が1378年とリューベック最古の渡航者団体で、影響力も大きかった。というのも、ベルゲン渡航者団体を除く他の全ての渡航者団体はスコーネ渡航者団体から枝分かれして設立されたからである。17世紀中葉にはスコーネ、ベルゲンの他、ノヴゴロド、リガ、ストックホルムの各渡航者団体の存在が確認されている²⁰⁾。

④1379年に9人の上層商人によって創設されたツィルケルゲゼルシャフトは、都市で最も名望のある家門の出身者を会員（ツィルケルブルーダー）とする、閉鎖的で同族的な支配団体であった²¹⁾。ツィルケルブルーダーは「ユンカー」という貴族的称号を公称とし、貴族的生活様式を模倣し、貴族に対する親和性を徐々に高めていった²²⁾。ツィルケルゲゼルシャフトの政治的影響力は極めて大きく、同団体から優先的に市参事会員が選出された。

15世紀中葉に創設されたと推定される商人コンパニーからも優先的に市参事会員が選出された。商人コンパニーは、都市の最富裕層に属し、高い名望も得たが、新しくリューベックに移住してきたため、ツィルケルゲゼルシャフトに加入できない大商人によって構成されていた。商人コンパニーは、ツィルケルゲゼルシャフトのような閉鎖的、同族的な団体ではなく、1853年の解散まで基本的に富裕で活動的な商人の団体であり続けた。しかし17世紀の過程で

地代生活者と領主の割合が上昇する²³⁾。

ツィルケルゲゼルシャフトと商人コンパニーに加入する都市最上層の経済的基盤は16世紀末までは商業活動であった。もちろん富裕になった商人はその資本を市内の不動産や市外の所領に盛んに投下した。とは言え、リューベックにおいてはこの時期まで、地代生活者・領主として他の商人層から隔絶され、市参事会員議席を独占するような少数の家系からなる都市貴族層の存在について語ることはできないとされる²⁴⁾。

しかし16世紀末以降、都市最上層において構造変化が生じる。ツィルケルゲゼルシャフトに加入する6家系のなかから、経済的基盤を市外に獲得した所領に完全に移す者が現れはじめる。彼らは所領内にビール醸造所を建設したり、手工業者を移住させたりして所領の企業の経営を進める他、16世紀後半以降の人口増にともなう穀物価格の上昇を通じて大きな利益を得た。以上の2つの要素がはじめて「ユンカー」をして所領経営に集中することを可能にしたのである²⁵⁾。

こうして「ユンカー」の利害と都市リューベックのそれとの結びつきは弱まり、彼らは生活様式と心的態度の両面でますます貴族に親和性を示すようになっていった。このような過程において、1599～1605年の市民騒擾に際して市民側が残した記録の中にはじめて「ユンカー」=領主層を都市貴族 *Patricii* と名指した文書が現れる。さらに1641年には皇帝フェルディナント3世によりツィルケルゲゼルシャフトに属する6家門が正式に貴族に叙階された²⁶⁾。

またツィルケルゲゼルシャフトと商人コンパニーによる寡頭政的支配の形成も進んだ。彼ら最上層市民は緊密な姻戚関係を張りめぐらし、市参事会員の自己補充制度を利用して、市参事会の議席を独占した。1666年にはほとんど全ての議席がこの2つの団体の会員によって占められるようになった²⁷⁾。この時期16名の市参事会員のうち、姻戚関係で結ばれていなかった者はたった1名であったと言う²⁸⁾。こうして1661～1669年市民騒擾時には、最上層市民と中～大商人との間の溝はもはや埋めがたい状況になっていた。

3. 市民騒擾の経過

リューベックは三十年戦争において直接戦闘に巻き込まれることはなかったが、それでも傭兵の徴募、防衛施設の拡充、外国軍隊への軍税の支払い、帝国都市としての皇帝への財政援助義務、さらにはオスナブリュック条約で決められたスウェーデンに対する賠償金 *Satisfaktionsgelder* の支払いなどによって、市の財政状況は急速に悪化し、ついに1661年には債務の利子の支払いが不可能となった²⁹⁾。そのため同年12月11日市参事会は、市民共同体を構成する全ての団体の長老を招集し、市製粉所の使用料の値上げ、赤ビールのモルト税を白ビールのそれと同率まで上げる、肉などの食料品に対する消費税の導入、そしてモナート金 *Monatsgeld* (歩兵部隊を維持するための負担金) の徴収を通じた増収案を提示した³⁰⁾。

その提案に対して、スコーネ渡航者団体をはじめとする5つに渡航者団体、ゲヴァントシュナイダー組合、小売商人組合の計7つの商人団体が激しく反対した。そして彼らは1662年1月に、共同都市金庫 *allgemeine Kasse* を設置して、都市のすべての収入と支出の流れをそこで1つに統合し、その管理を誠実で勤勉な市民に委託する、という対案を提示した³¹⁾。したがって1665年「都市金庫協定」において実現する共同都市金庫の構想はすでに騒擾の初期段階で市民側にあったことがわかる。

その背景には、まず債務高を秘密にしたまま、新たな財源を求めようとする市参事会の方策に対する商人たちの不信があった³²⁾。さらに中世以来都市の収入・支出構造が著しく細分化しており、市民には都市の財政状態が全く見通せないという弊害があった。すなわちリューベックでは13世紀以降市参事会の下部組織として、行政・司法の各部門に官僚制度が整備されてゆく³³⁾。17世紀には約40を数えた下部組織は市参事会員を長官とし、これに忠誠を誓った法律家、従僕によって構成されたが、ここでの問題は各部門が税・手数料など、それぞれ独自の財源を持ち、収入・支出を他部門と調整することなく独自に管理していたことであった。このことが、都市全体の収入・支出構造を全く見通しのきかない状態にし、都市財政の悪化、腐敗、非効率、非連続の原因となっていたのである³⁴⁾。

市参事会員議席をほぼ独占していた最上層市民は、市参事会下部組織の長官職の占有と、従僕職の配分を通じて大きな利益を得ていた。それに対して、市参事会の増税提案に激しく反対した都市の中～上層民を構成する商人たちは、市参事会において僅かしか代表されず、それにもかかわらず増税を通じて負担ばかりを押し付けられるのである。

かかる不満は、ラウが提示した近世帝国都市における市民騒擾の基本要因と一致する。それによれば、市民騒擾は富裕な市民と貧しい市民の対立ではなく政治的特権を有する上層民と政治的に不利に扱われた上層民の対立であった。紛争の要因は、市参事会において代表されていない上層民が政治決定過程に参加しようとした点にあり、参加を通じて彼らは財政・税制上被ってきた不利益を取り除こうとしたとされる³⁵⁾。

深刻化する財政状況と市民の頑強な抵抗に直面した市参事会は1664年3月に市参事会員でツィルケルブルーダーでもあるディートリヒ・フォン・ブレイムゼンをウィーンの神聖ローマ皇帝のもとに派遣した。彼の使命は、反抗的な市民に対する皇帝の刑事命令状 *Poenal-Mandat* を獲得するために、裁定訴訟を提起することであった³⁶⁾。

ブレイムゼンの派遣は反対勢力の結集を招来した。1664年4月16日、先述の7つの商人団体と赤ビール醸造業者組合に大部分のアムトが合流し、協力して市参事会に対抗することを決定した³⁷⁾。このように市参事会による皇帝介入の要請が、市民の結集を促した理由は以下のように考えられる。皇帝はシュマルカルデン戦争以降三十年戦争期まで帝国都市における市参事会の寡頭政的支配を支持し、それに対抗する市民に対して厳しい態度を示してきた。市参事会への対抗運動は皇帝によってほぼ例外なく刑罰の対象である叛乱とみなされた。ラウによれば、かかる皇帝の帝国都市政策はヴェストファーレン条約以降変化し、帝国都市の改革を促す立場から、市参事会に不満を持つ市民に歩み寄り始めた。その結果、市参事会との紛争を皇帝の介入によって解決しようとするための帝国宮内法院 *Reichshofrat* への市民訴訟が増加する³⁸⁾。しかしリューベック市民にはいまだ皇帝の介入に対する著しい警戒感が残っており、それが市参事会に対する市民の態度の硬化を招いたように思われる。

さてアムトが合流した結果、対抗運動に都市の財政改革と並んで、新たな目的が加わるようになった。それは「もぐり職人 Bönhase」の排除であった。すなわち市参事会を牛耳る門閥は自らの所領にビール醸造業者をはじめとして、手工業者を居住させていた。彼らが都市の営業規制を受けることなく営業することによって、都市手工業者の生業を著しく脅かしていたのである³⁹⁾。この「もぐり職人」問題は、市民の対抗運動を今後決定的にエスカレートさせる要因になる。

ブレームゼンのヴィーン宮廷における交渉は功を奏し、1664年5月2日リュューベック市参事会が望んだ内容の、皇帝の無条件刑事命令状 *Mandatum poenale sine clausula* が発行された。それは、諸団体の連携と無許可の団体集会の禁止を命じていた⁴⁰⁾。しかし市民は皇帝の命令状に従わず、それどころか同年9月16日には彼らの法律顧問ヨハネス・コンラーディが作成した78頁に及ぶ包括的な弁明書を帝国宮内法院に提出した⁴¹⁾。

この間、都市の財政状況はいよいよ停滞を許さなくなり、市参事会員の間に漸く共同都市金庫の設置に関して市民と交渉しようとする機運が生まれてくる。1664年12月13日市参事会は共同都市金庫の設置を市民に提案した。その提案によれば、都市財政を2分割することになっていた。1つは共同都市金庫で、それは債務返済のために設置された特別金庫で、市参事会と市民が共同で管理することになっていた。他の1つは、古くから存在する通常の税・手数料を財源とし、市参事会員や都市官吏の報酬、規則的・日常的な統治経費を管理する統治金庫で、市参事会がそれを管轄し、余剰金は共同都市金庫に収められるとされた⁴²⁾。市参事会の提案は、都市の重要な収入と支出を引き続き市参事会の管轄下に置こうとするものであったが、市民は市参事会の統治権そのものを否定するつもりはなかったので、この提案を歓迎した。しかし細部を詰める際に、統治金庫の財源の範囲をめぐる両者は衝突し、交渉は長引くことになる⁴³⁾。

交渉が停滞する間に、都市近郊の「もぐり職人」問題が深刻化してきた。1665年3月17日には市民側の代表が市参事会に対して、緊急に都市近郊のビール醸造所と手工業者の作業所を閉鎖するように請願した。そしてそれが受け入

られなければ、市参事会の許可がなくとも、みずからの手で「もぐり職人狩り」を実施すると迫った⁴⁴⁾。市参事会が市民の要求の実施を躊躇しているうちに、3月21日武装した600~700人の手工業者は市参事会の許可を得ることなく（都市治安役人は同行していたが）、近郊の4つの村を襲い、ビール醸造装置を破壊し、ビールをぶちまけ、手工業製品を破壊し、もぐり職人を連れ去り、領主館に損害を与え、領主の肖像を破壊した⁴⁵⁾。

ヴィーンにおいて、一族の農場が荒らされるのを聞いたブレイムゼンは、怒った手工業者の行動を阻止するために皇帝委員会がリューベックに派遣されるよう宮廷での活動を強化する。1665年5月上旬皇帝は帝国宮内法院の所見に基づいてリューベックに皇帝委員会を派遣することを決定する⁴⁶⁾。ところがリューベック市民はもちろん、この時点では市参事会も皇帝委員会の介入には反対であった。なぜならそのための巨額の費用が都市に請求され、さらに都市政治に想定外の影響をもたらす恐れがあったからである⁴⁷⁾。

皇帝委員会派遣の知らせはそれだけで市民と市参事会の紛争を一時的に鎮静化させ、両者を財政問題で合意へと促す効果があった。1665年7月26日両者の間で「都市金庫協定」が成立する。

4. 「都市金庫協定」の検討

すでに述べたように、1665年「都市金庫協定」は1669年「市民協定」で改めて確認されている。「市民協定」第5条の前半が「都市金庫協定」であり、前文と全8項で構成されている。後半は「市民協定」で付け加えられた補則である。以下で検討する「都市金庫協定」は「市民協定」で確認されたそれであり、必要に応じて補則も参照する⁴⁸⁾。

前文⁴⁹⁾でまず市参事会は、全ての職業別団体の要求に基づいて「共通善の促進のために最終的に共同都市金庫 die gemeine Cassam の設置に同意した」と述べ、共同都市金庫の設置が市民の要求によるものであることを記している。しかし市参事会は続けて「設置によって都市の国制、法、特権、協約および正当でしかるべき慣習は少しも変わらない」ばかりか、お上 Obrigkeit としての市参事会に帰属するものは、そのまま変わらず市参事会に帰属し続けると強調す

る。ここでは「都市金庫協定」が市参事会の権限を何ら狭めるものでないことを主張する市参事会の意向を反映して、古来の連続性が強調されている。

前文ではさらに、市参事会は、慣習に基づいて通商事案および他の重要な事案に関して市民共同体 *Bürgerschaft* に事前に情報提供を行い、市民共同体の所見と承認を得ること、また通商事案に関わって締結される同盟、同盟のために必要な使節の派遣費用に関しても事前に市民共同体の承認を得て決定することが規定されている。加えて、都市債務の削減に際して、通常の収入では不十分な場合に採られる措置に関しても市参事会は市民共同体の事前の承認を得よう明記された。これらは、すでに慣習として認められている通商事案と特別税の導入における市民の共同決定権であるが、「都市金庫協定」においてはじめて明文化されることによって、市民共同体が以後継続的に共同決定権を主張する根拠を得たことは重要である。

第1項⁵⁰⁾では、共同都市金庫が「市参事会の監督と権威の下、市民共同体の所見と承認をもって設置され、管理・運営される」ことが定められた。

第2項⁵¹⁾は共同都市金庫の管理・運営体制について定めている。それによれば、2名の市参事会員が議長を務め、議長は、「全ての職業別団体によって *von den sämtlichen Collegiis*」推薦された市民から24名を市民代表委員として選ぶとされた。市民代表委員は4名ずつの輪番制で、2名の議長とともに共同都市金庫の収入・支出およびそれに関する計算を監督する義務を負った。

第1、2項からは、共同都市金庫は市参事会の監督下にあるものの、市民共同体を構成する職業別団体が被推薦人を指名しなければ、機能しないことが読み取れる。このことから共同都市金庫は市民共同体の強い影響下にあったと考えられる。

ところで具体的な管理・運営方法は「都市金庫協定」では定められず、「市民協定」で詳細が定められた⁵²⁾。それによれば、通常の勤務は火、木、土曜日に開かれる会議であり、そこには2名の議長 *Cassa=Herr* と当番の4名の市民代表委員 *Cassa=Bürger* が出席した。それに対して重要な意思決定を行う場合、長老格の議長が、「出席することが困難でない都合の良い日を指定して」市参事会員と市民代表委員を共同都市金庫に召集することになった。共同都市金庫

の意思決定に関しては多数決が採用された。決議の際には12名の市参事会員と24名の市民代表委員が出席し、まず最長老の市参事会員が1票を投じ、続いて2名の市民代表委員がその職業別団体を代表して2人で1票を投じる。その後は1人の市参事会員と2人の市民代表委員の投票が繰り返される。

第3項⁵³⁾は共同都市金庫の収入について定めている。それによれば、税をはじめとする都市の収入は、一部を除いて（後述）すべて共同都市金庫に移管されることになった。既述のように、リユーベックでは市参事会の下部組織が税・手数料など、それぞれ独自の財源を持ち、収入・支出を他部門と調整することなく独自に管理していた。このことが都市財政の悪化、腐敗、非効率、非連続の原因となっていた。

かかる弊害を除去するために、第3項では一部を除く各部門の税・手数料等の徴収権を、各部門が抱えていた資産・負債とともに共同都市金庫に移管し、以後は共同都市金庫の議長と市民代表委員が直接徴収・管理することが定められた。また、これらを財源として共同都市金庫は、都市の負債の返済を一元的に行うことになった。

このように市参事会は市民共同体の影響力の強い共同都市金庫への財政権限の移管を認める一方で、都市収入全般に対する監督権は確保した。すなわち第3項では、税金・手数料等は共同都市金庫に納められ、登録されるが、市参事会の財政部門であるケメライ Kämmerer の台帳にも登録だけはされねばならないとされた。そしてケメライ台帳は、都市統治に携わる後継者が将来、過去の財政管理に関して有益な情報を得られるように保管されなければならないとして、財政の継続性にも配慮している。また他方で第3項は、共同都市金庫の議長と市民代表委員は、ケメライ台帳の原本に対して無条件にアクセスでき、必要ならば抜粋と写しを得ることができると定めている。

以上のように第3項では、市参事会と共同都市金庫が都市財政を相互に監視することによって、財政の透明性を高め、市参事会と市民との相互不信が高じるのを防止するための規定が見られる。

第3項ではもう1つ重要な点として、市民・住民の税負担に関する原則が示されている。すなわち「ある者は他の者よりも過大に課されたり、大目に見ら

れたりあるいは容赦されたりするのではなくて、各人の財産に応じて平等が保たれる」⁵⁴⁾と記された。市民はかねてより、ツィルケルゲゼルシャフトに属する所領経営者や地代生活者が、10万リューベックマルク（3リューベックマルク＝1ライヒスターラー）から30万リューベックマルクと見積もられた彼らの財産相応のショース Schoß（通常の財産税）や特別財産税を支払っておらず、実際には5万～8万リューベックマルク相当分しか支払っていないと主張し、その分商人、手工業者、ビール醸造業者が過大に負担していると不満を訴えていた⁵⁵⁾。

上の原則は、かかる市民の不满に応じて定められたのである。さらに「市民協定」は、かかる原則に実効性を与えるため、都市内外の所有地、農場、草地等が宣誓した土地測量人によって測量され、査定され、そして査定額に応じて税を支払うことを定めた⁵⁶⁾。

第4項⁵⁷⁾では、市参事会が共同都市金庫を経ないで直接得ることができる収入について規定している。市参事会の収入は、共同都市金庫の設置を巡る市参事会と市民共同体との交渉における争点であったので、以下ではまずこの点に触れておきたい。

都市財政のうち、統治経費にかかわる部分は従来通り、市参事会が単独で管理することに関しては、1664年末に始まる交渉の当初から市参事会と市民共同体との間で合意があった。しかし問題は統治経費の金額の見積もりであった。市参事会はその総額を年間3万ライヒスターラーと見積もり、そのための財源として間接税 Akzise、ショース、関税など全ての通常収入を、ケメライが直接徴収することを要求した⁵⁸⁾。

それに対して市民共同体は統治経費の総額を1万5千ライヒスターラーと見積もった（内訳は、市参事会員に対する報酬が1万ライヒスターラー、教区監督、法律顧問、医師、書記、秘書への報酬が5千ライヒスターラー）。そしてそのための財源としてショースのみを認め、それ以外の通常収入と特別収入はすべて共同都市金庫に直接納められるべきと主張した⁵⁹⁾。

第4項の内容は、以上の点に関して市参事会が市民共同体に妥協したことを示している。それによれば、市参事会には、市参事会員の報酬のために1万ラ

イヒスターラー、さらに教区監督、法律顧問、医師、書記、秘書への報酬の支払いのために5千ライヒスターラー、合わせて1万5千ライヒスターラーの収入が認められることになった。そしてその金額を確保するために、市参事会はショースを共同都市金庫を経ないで直接徴収することができた。ただしショースの総額は最大1万ライヒスターラー程度であり、不足することが予想されたので、ショースが1万5千ライヒスターラーに届かない場合、市参事会には不足額を任意の財源から直接補うことが認められた。

第5項⁶⁰⁾は、都市裁判所、ヴェッテ Wette、厩舎 Marstall の3つの市参事会の下部組織が例外的に、従来通り独自の財源を維持することを規定している。ヴェッテとは営業と手工業アムトの監督、市場・街路・港の管理、市内のポリツァイに責任を持つ組織で、厩舎は元々武器と騎兵隊を管理していたが、やがてそれに加えてリュウベック支配下の周辺領域における裁判権とポリツァイを管轄する組織となった⁶¹⁾。第5項は、都市裁判所と厩舎が罰金刑により得た罰金、ヴェッテが取締りにより得た罰金は、そのまま各々の組織運営費用として使われ、共同都市金庫に移管される必要がないことを定めている。ただし、これまでケメライに送られていた3組織の余剰金は、共同都市金庫に送られることになった。また3組織に付属していた不動産やそこから得られる地代など、罰金以外の収入や資産も共同都市金庫に移管されることになった。

以上の第4、5項より、都市のすべての収入と分配の権限が共同都市金庫に移管されたわけではないことが分かる。市参事会は、市参事会員や都市官吏の報酬、日常の都市統治にとって重要な組織部門の運営費用など統治経費にかかわる分野で引き続き管轄権を保持することになった。

第6項⁶²⁾では、まず債務関係書類の保管について定められている。債務関係書類を封印した2つの鍵を持つ箱は以後ケメライに置かれ、鍵の1つはケメライ長官が管理し、他の1つは共同都市金庫に置かれ、そこで議長と市民代表委員が管理することになった。

続いて、都市は、市参事会と共同都市金庫の議長と市民代表委員の同意なしに一切金を借りたり、そのための債券を発行したりすることが禁止された。既述したように、これまで市参事会の下部組織は独断で借金をすることができ、

それが市民の非難の対象となっていた。この条項により、市参事会と共同都市金庫の議長と市民代表委員の事前承知と合意のない借入は以後不可能となった。

第7項⁶³⁾は、共同都市金庫の議長と市民代表委員が市参事会に対して年に1度決算報告書を提出することを義務付けている。この義務は、第1項で規定されているように、共同都市金庫が市参事会の監督下にあること示している。

第8項⁶⁴⁾では、都市の財源を改善するための方策が示されている。強制執行を通じた徴税強化が謳われ、さらに都市資産の侵害、着服、横領を防止し、かかる罪を犯した者を厳しく取り締まり、厳罰に処すための法令制定の必要性が明記されている。

5. 「都市金庫協定」のリューベック史における位置づけ

リューベックにおける共同都市金庫の設置は、中世末期および近世国制史のより広い動向に位置付けられる。15世紀以降神聖ローマ帝国の諸領邦では、諸身分が課税同意と引き換えに、君主に対して諸身分と君主が共同管理する金庫の設置を要求する事態が見られた。その金庫には、同意された税金が払いこまれ、諸身分は金庫の鍵を管理し、税金が予定された目的に使用されているかを監視した。このような場合、領邦財政は領邦君主のホーフカンマー Hofkammer あるいはレントカンマー Rentkammer と領邦諸身分のラントカステン Landkasten とに二分されることになる⁶⁵⁾。

これと類似の展開は、市参事会と市民共同体が共同管理する金庫の設置という形態で都市においても見られるようになる。ハンブルクやシュトラールズントといった近隣都市における先行例はリューベックに影響を与えたと考えられる⁶⁶⁾。

しかし、領邦のラントカステンや都市のこれまでの共同金庫の役割が特別税の管理に限定され、目的を完了するとその機能を停止するのに対して、リューベックの共同都市金庫は、管理する財政の幅も広く、また永続的な機関でもあった。したがって、リューベックにおける共同都市金庫の設置をもって、ラウが指摘する、ヴェストファーレン条約以降、とりわけ18世紀前半以降の近

世帝国都市の特徴である、権力分立的な統治体制がリューベックにおいて出現したかどうかを問うことができよう。

ラウによれば、ヴェストファーレン条約以降の帝国都市では改革によって市参事会に対抗する市民共同体の政治的影響力の強化が図られた。それは具体的には、日常の統治業務を担う市参事会（内部市参事会）を監視し、その権限を制限する市民委員会（外部市参事会）を設置することにより実現された。市参事会は市民委員会の同意なしに新税の設定、税率の変更、起債、各種条令の変更が不可能になったとされる⁶⁷⁾。

ラウの見解を念頭にリューベックの改革に目を向けると、第1に共同都市金庫を市民共同体の利益を代表する組織として捉えることができるかという問題が現れる。すでに見たように「都市金庫協定」第2項においては、2名の市参事会員の議長が、市民共同体を構成する職業別団体によって推薦された市民から24名を市民代表委員として選ぶとされている。規定上は、議長は被推薦人から自由に選択できるように見えるが、実際にはそのような余地はなかった。まずここで言及されている職業別団体の数は12とされており⁶⁸⁾、したがって1団体から2名ずつ選ばれると解釈するのが自然であろう。さらに投票方法において24名の市民代表委員は、「各々のツunftのために jeder Zunft halber」⁶⁹⁾ 2名で1票を投じることになっていた⁷⁰⁾。かかる投票方法は、1団体から2名ずつ、それぞれの出身団体を代表して選ばれていなければ、成り立たない。したがって2名の議長には、推薦に基づいて各団体から2名ずつ選ぶ以外の選択はなかったと考えられる。24名の市民代表委員は、社团的に編成されたリューベックの市民共同体をまさに直接代表していたのである。

第2に共同都市金庫の権限の問題を検討せねばならないであろう。たしかに共同都市金庫は、ラウが重視する市民委員会（外部市参事会）のように財政分野において広範囲に渡る権限を持つことはできなかった。「都市金庫協定」第4、5項で規定されたように、ケマライ、都市裁判所、ヴェッテ、厩舎という市参事会にとって特に重要な下部組織は、共同都市金庫の管轄外に置かれたからである。

しかし共同都市金庫は、市民にとって市参事会と市民の共同統治を拡大する

ための格好の拠点となった。「都市金庫協定」締結以降の展開なので、ここで詳細に論じることはできないが、市民共同体は共同都市金庫を抛り所に、市参事会を財政的に共同都市金庫により強く従属させること、これまで十分に影響力を及ぼすことができなかつた行政分野を市民共同体のコントロール下に置くことを目的として、市参事会と対峙して行くことになる⁷¹⁾。

以上より、帝国都市リューベックでは1665年の「都市金庫協定」の締結をきっかけに、市参事会と市民共同体とが対抗と相互コントロールの関係において政治・行政制度の改革と近代化をめざす、ヴェストファーレン条約以降の近世帝国都市の統治体制が不完全ながらも成立したと言えよう。なるほどリューベックにおいては市参事会と市民共同体が対峙し、ときに協調する政治・社会構造は、14世紀初頭以降市参事会が「お上」として次第に市民共同体から屹立した存在になると共にすでに出現し始めていた。また市民共同体は共同決定権を慣習として一度も失うことはなかつた。しかし市参事会と市民共同体による統治を恒常的に保障し、機能させることを可能にしたのは共同都市金庫が最初であった⁷²⁾。この点において「都市金庫協定」は、その前文において古来の都市統治体制の継続を謳っているにもかかわらず——古来の連続性は「都市金庫協定」に正当性を付与するために必要と考えられていた⁷³⁾——、近世リューベック都市国制史における重要な転換点であったのである。

最後に「都市金庫協定」を通じた都市財政制度の合理化についても触れておきたい。すでに見たように、同協定によって都市裁判所、ヴェッテ、厩舎を除く全ての市参事会の下部組織の収入と支出が共同都市金庫に一元化された。市参事会の財政部門であるケマライは共同都市金庫の管轄外に置かれたものの、共同都市金庫にはケマライ台帳を査察する権利が認められた。その結果ようやく市民は都市財政を全体的に把握することが可能となった。1665年10月に共同都市金庫議長は、市民代表委員にケマライ台帳をはじめとして、各種税・収入の台帳を提示した。そこから都市の負債総額が初めて明らかとなった。その額は525万1416リューベックマルクと巨額であった⁷⁴⁾。

このように共同都市金庫の設置は、財政面において市参事会と市民共同体との間に均衡のとれた状態をつくり出しただけでなく、都市財政の合理化も促進

した。この2点に共同都市金庫が、1811年にリューベックがナポレオンのフランス帝国に編入されるまで存続した理由があると考えられる。

6. おわりに

1665年の「都市金庫協定」締結によって、市民騒擾は終結には向かわなかった。市参事に議席を有する「ユンカー」の中でも保守的なグループは同協定を認めようとしなかった⁷⁵⁾、市民側も共同都市金庫の権限の拡大を目指して、闘争を継続する姿勢を示した。

しかし騒擾継続の最大の推進力となったのは、手工業者であった。商人団体の成員である都市の中～上層民が「都市金庫協定」によって、都市財政のコントロールや不公平な税負担の是正などで当初の要求をある程度実現したのに対して、手工業者にとって最大の懸案である「もぐり職人」問題は何ひとつ解決されていなかったからである。手工業者たちは市参事会の統制を離れて「もぐり職人狩り」を繰り返した。そして自らの所領の荒廃を前に、無力な市参事に業を煮やした「ユンカー」の一部は、所領の保護をデンマーク王に求める⁷⁶⁾。

ここにいたって皇帝、帝国宮内法院は本格的にリューベック市民騒擾に介入する意志を固め、騒擾は新たな段階に入る。1669年「市民協約」は帝国宮内法院の委託を受けた皇帝委員会の仲介によって成立した。

ラウによれば、近世帝国都市の統治体制改革にとって、皇帝、帝国宮内法院の介入は看過できないファクターである⁷⁷⁾。1661～1669年リューベック市民騒擾における皇帝、帝国宮内法院の介入、「市民協約」の歴史的意義の問題は、いずれも別稿をもって論じるべき課題である。それらを他日の課題として本稿を閉じるとしたい。

注

- 1) 最後のハンザ総会は1669年である。ハンザ終末期と当時のリューベックの概観に関しては、フィリップ・ドラランジェ著、高橋理監訳、奥村優子、小澤実、小野寺利行、柏倉知秀、高橋陽子、谷澤毅共訳『ハンザ 12-17世紀』みすず書房、2016年、342～382頁を参照。

- 2) Asch, Jürgen, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, 1598–1669. Die verfassungsrechtlichen Auseinandersetzungen im 17. Jahrhundert und ihre sozialen Hintergründe, Lübeck 1961.
- 3) Ebenda, S. 171. アッシュは、市参事会の「お上」の支配を絶対主義的のみなし、それゆえ市民協定に含まれた市参事会権力に対する制限を画期的と評価する、フェーリングの見解 (Vgl. Fehling, E. Ferdinand, Zur lübischen Verfassungsbewegung im 17. Jh., in: Zeitschrift des Vereins für Lübeckische Geschichte und Altertumskunde 24, 1928, S. 335–344) を批判する。
- 4) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 171f.
- 5) Ebenda, S. 173.
- 6) Graßmann, Antjekathrin (Hg.), Lübeckische Geschichte, 2. überarbeitete Aufl., Lübeck 1989, S. 460f.
- 7) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 11f.
- 8) Brunner, Otto, Souveränitätsproblem und Sozialstruktur in den deutschen Reichsstädten der frühen Neuzeit, in: Derselbe, Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte, 3., unveränderte Aufl., Göttingen 1980, S. 294–321.
- 9) Lau, Thomas, Bürgerunruhen und Bürgerprozesse in den Reichsstädten Mühlhausen und Schwäbisch Hall in der Frühen Neuzeit, Bern, Berlin, Bruxelles, Frankfurt a. M., New York, Wien 1999, S. 519f.
- 10) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 22.
- 11) Ebenda, S. 22.
- 12) Ebenda, S. 22f.
- 13) Ebenda, S. 24.
- 14) Ebenda, S. 40.
- 15) Ebenda, S. 24.
- 16) Ebenda, S. 24f.
- 17) Ebenda, S. 25.
- 18) Ebenda, S. 26.
- 19) Ebenda, S. 26.
- 20) Ebenda, S. 26; ドランジェ 『ハンザ 12-17世紀』 174頁。
- 21) Ebenda, S. 28; 斯波照雄 『中世ハンザ都市の研究—ドイツ中世都市の社会経済構造と商業—』 勁草書房、1997年、51頁。
- 22) 服部良久 「中世末期のリューベックにおける市民闘争」 『史林』 59巻3号、1976年、130頁。
- 23) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 28f. 1582～1599年に加入した成員14名のう

ち、9名が活動的な商人であった。それに対して1664年時点の全成員22名の構成は、領主4名、地代生活者4名、都市役人2名、商人12名であった。Vgl., ebenda, S. 29–31.

- 24) Ebenda, S. 31.
- 25) Ebenda, S. 32.
- 26) Ebenda, S. 32f.
- 27) Ebenda, S. 33.
- 28) Ebenda, S. 111.
- 29) Graßmann, Lübeckische Geschichte, S. 454f.
- 30) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 99.
- 31) Ebenda, S. 100.
- 32) Ebenda, S. 100.
- 33) Graßmann, Lübeckische Geschichte, S. 224f.
- 34) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 100f.
- 35) Lau, Bürgerunruhen und Bürgerprozesse, S. 174.
- 36) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 105.
- 37) Ebenda, S. 105.
- 38) Lau, Bürgerunruhen und Bürgerprozesse, S. 517.
- 39) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 110f.
- 40) Ebenda, S. 106.
- 41) Ebenda, S. 106f.
- 42) Ebenda, S. 109f.
- 43) Ebenda, S. 110.
- 44) Ebenda, S. 112.
- 45) Ebenda, S. 113–115.
- 46) Ebenda, S. 115.
- 47) Ebenda, S. 116.
- 48) 本稿で用いた「市民協定」および「都市金庫協定」は、Becker, Johann Rudolph (Hg.), Umständliche Geschichte der Kaiserlichen und des Heiligen Römischen Reiches freyen Stadt Lübeck, Bd. 3, Lübeck 1805の付録 Beylagen に収録されている。
- 49) Ebenda, Beylagen, S. 15–17.
- 50) Ebenda, Beylagen, S. 17.
- 51) Ebenda, Beylagen, S. 17.
- 52) Ebenda, Beylagen, S. 24f.

- 53) Ebenda, Beylagen, S. 17f.
- 54) Ebenda, Beylagen, S. 18.
- 55) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 118.
- 56) Becker, Umständliche Geschichte, Beylagen, S. 23.
- 57) Ebenda, Beylagen, S. 19.
- 58) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 109f.
- 59) Ebenda, S. 110.
- 60) Becker, Umständliche Geschichte, Beylagen, S. 19.
- 61) Graßmann, Lübeckische Geschichte, S. 224.
- 62) Becker, Umständliche Geschichte, Beylagen, S. 20.
- 63) Ebenda, Beylagen, S. 20.
- 64) Ebenda, Beylagen, S. 20f.
- 65) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 118f.
- 66) Ebenda, S. 119f.
- 67) Lau, Bürgerunruhen und Bürgerprozesse, S. 505f.
- 68) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 117f. 12団体とはツィルケルゲゼルシャフト、商人コンパニー、スコーネ・ベルゲン・ストックホルム・ノヴゴロド・リガの5渡航者団体、ゲヴァントシュナイダー、小売商人、船長、ビール醸造業者の4組合、そして4大アムトである。4大アムトは合せて1つと数えられた。Vgl. Graßmann, Lübeckische Geschichte, S. 460.
- 69) リューベックにおいて Zunft は Kollegium (職業別団体) と同じ意味で用いられた。手工業組合に限定して指す場合は Amt が用いられた。Vgl. Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 22.
- 70) Becker, Umständliche Geschichte, Beylagen, S. 25f.
- 71) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 134-138.
- 72) リューベックにおいて市民と市参事会の同権・協働の組織が作られることは、これ以前にもあった。例えば、宗教改革導入期の1530年代初頭、教会の領域において市民が関与する様々な制度・組織が設立された。しかし数年のうちに市参事会によって廃止されている。棟居洋「宗教改革運動の終結と市参事会権力の強化ーリューベックの場合ー」『社会科学ジャーナル』21(2)、1983年、91~110頁を参照。
- 73) Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 117.
- 74) Ebenda, S. 122.
- 75) Ebenda, S. 123.
- 76) 「都市金庫協定」締結後の「ユンカー」の動向に関しては、Jörn, Nils, Dietrich von

Brömsen. Die gescheiterte Karriere eines Lübeckers am Reichshofrat, in: Derselbe und North, Michael (Hg.), Die Integration des südlichen Ostseeraumes in das Alte Reich, Köln, Weimar, Wien 2000, S. 185–233を参照。

- 77) 近世帝国都市の改革に対する皇帝、帝国宮内法院の影響を検討したラウの業績を紹介した論考として、池田利昭「ヴェストファーレン条約以降の帝国都市と帝国宮内法院—トーマス・ラウの業績から—」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第16号、2015年、241～260頁がある。